

令和2年度 第2回

中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会 議 資 料

令和2年10月22日

健康福祉部福祉課

目 次

資料 1	令和元年度中野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	1～2 ページ
資料 2	国民健康保険事業の状況について	3～8 ページ
資料 3	保健事業の実施状況について	9～11 ページ
資料 4	令和元年度東日本台風被災者への対応について	12～13 ページ
資料 5	新型コロナウイルス感染症への対応について	14～15 ページ
参考	関係法令	

令和元年度 中野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

(単位：円、%)

項 目	予算現額	決算額 A	前年度決算額 B	対前年度		備考
				増減額 C=(A-B)	増減率 D=(C/B*100)	
1 国民健康保険税	1,217,466,000	1,226,856,358	1,205,043,508	21,812,850	1.81	年間平均被保険者数11,175人 (前年度11,651人) 収納率
一般被保険者 現年度課税分	1,163,646,000	1,166,850,047	1,143,058,711	23,791,336	2.08	現年度分：95.3% (前年度95.1%) 滞納繰越分：20.4% (前年度17.6%)
一般被保険者 滞納繰越分	51,163,000	58,175,370	53,721,432	4,453,938	8.29	
退職被保険者 現年度課税分	1,919,000	970,426	7,198,522	△ 6,228,096	△ 86.52	
退職被保険者 滞納繰越分	738,000	860,515	1,064,843	△ 204,328	△ 19.19	
2 使用料及び手数料	518,000	624,600	644,350	△ 19,750	△ 3.07	督促状発送手数料(100円)
3 国庫支出金	1,000	1,146,000	0	1,146,000	皆増	災害特定補助金
4 県支出金	3,392,094,000	3,345,210,785	3,202,353,952	142,856,833	4.46	
保険給付費等交付金 (普通交付金)	3,327,421,000	3,279,089,785	3,144,339,952	134,749,833	4.29	
保険給付費等交付金 (特別交付金)	64,672,000	66,121,000	58,014,000	8,107,000	13.97	
財政安定化 基金交付金	1,000	0	0	0	0.00	
5 財産収入	1,000	22	14	8	57.14	
6 繰入金	368,345,000	350,021,528	366,015,101	△ 15,993,573	△ 4.37	
一般会計繰入金	368,344,000	350,021,528	366,015,101	△ 15,993,573	△ 4.37	
基金繰入金	1,000	0	0	0	0.00	
7 繰越金	52,411,000	52,410,550	89,710,162	△ 37,299,612	△ 41.58	
8 諸収入	30,097,000	46,047,644	11,266,916	34,780,728	308.70	
延滞金及び過料	6,263,000	12,657,375	6,933,591	5,723,784	82.55	
雑入(返還金 第三者納付金等)	23,834,000	33,390,269	4,333,325	29,056,944	670.55	
9 市債	0	0	99,000,000	△ 99,000,000	皆減	
歳入合計	5,060,933,000	5,022,317,487	4,974,034,003	48,283,484	0.97	

令和元年度 中野市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

歳 出

(単位：円、%)

項 目	予算現額	決算額 A	前年度決算額 B	対前年度		備考
				増減額 C=(A-B)	増減率 D=(C/B*100)	
1 総務費	72,995,000	61,751,638	67,225,078	△ 5,473,440	△ 8.14	
2 保険給付費	3,354,550,000	3,293,946,873	3,176,283,833	117,663,040	3.70	
療養諸費	2,934,024,000	2,890,412,270	2,790,875,764	99,536,506	3.57	
高額療養費	393,316,000	389,020,688	353,315,653	35,705,035	10.11	
移送費	80,000	0	0	0	0.00	
出産育児諸費	23,128,000	11,762,090	17,647,140	△ 5,885,050	△ 33.35	420,000円/件 28件
葬祭諸費	4,000,000	2,750,000	2,700,000	50,000	1.85	50,000円/件 55件
結核医療費諸費	2,000	1,825	11,745,276	△ 11,743,451	△ 99.98	
3 国民健康保険事業費 納付金	1,479,717,000	1,479,666,427	1,517,418,864	△ 37,752,437	△ 2.49	
医療給付費分	1,000,487,000	1,000,485,450	1,044,731,291	△ 44,245,841	△ 4.24	
後期高齢者支援金等分	345,532,000	345,530,892	342,428,255	3,102,637	0.91	
介護納付金分	133,698,000	133,650,085	130,259,318	3,390,767	2.60	
4 財政安定化基金 拠出金	1,000	0	0	0	0.00	
5 保健事業費	73,992,000	61,022,870	63,963,791	△ 2,940,921	△ 4.60	特定健診費用、人間ドック助成金
6 基金積立金	52,913,000	52,913,000	14	52,912,986	377,949,900.00	
7 諸支出金	25,765,000	25,104,567	96,731,873	△ 71,627,306	△ 74.05	
保険税還付金	6,510,000	5,903,000	4,835,200	1,067,800	22.08	
償還金	19,255,000	19,201,567	91,896,673	△ 72,695,106	△ 79.11	
8 予備費	1,000,000	0	0	0	0.00	
歳 出 合 計	5,060,933,000	4,974,405,375	4,921,623,453	52,781,922	1.07	

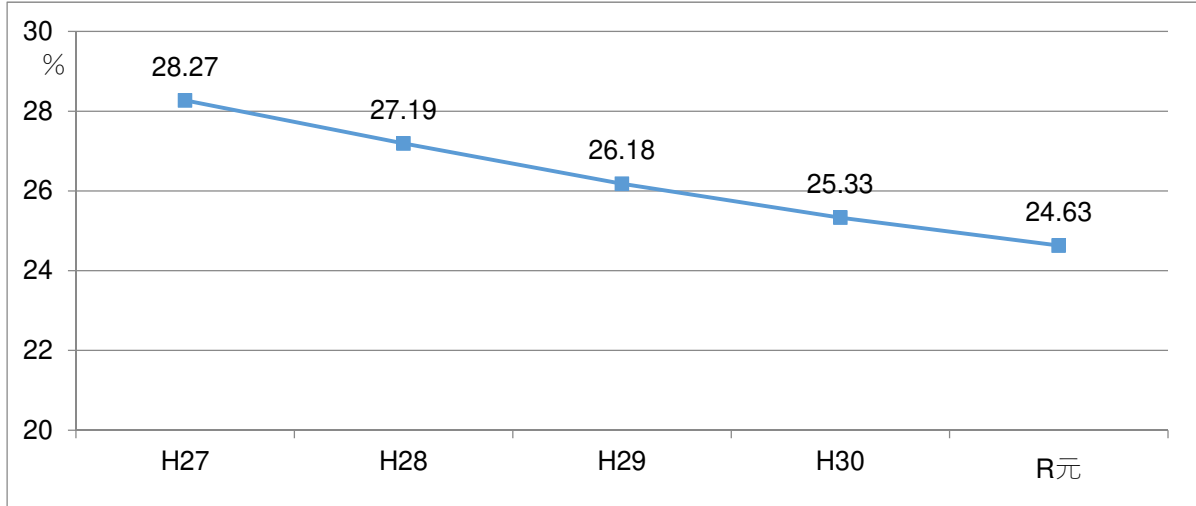
(単位：円)

歳 入 合 計	5,022,317,487
歳 出 合 計	4,974,405,375
歳入歳出差引残額	47,912,112
翌年度へ繰越	47,912,112

国民健康保険事業状況について

1 被保険者数の推移（年度末）

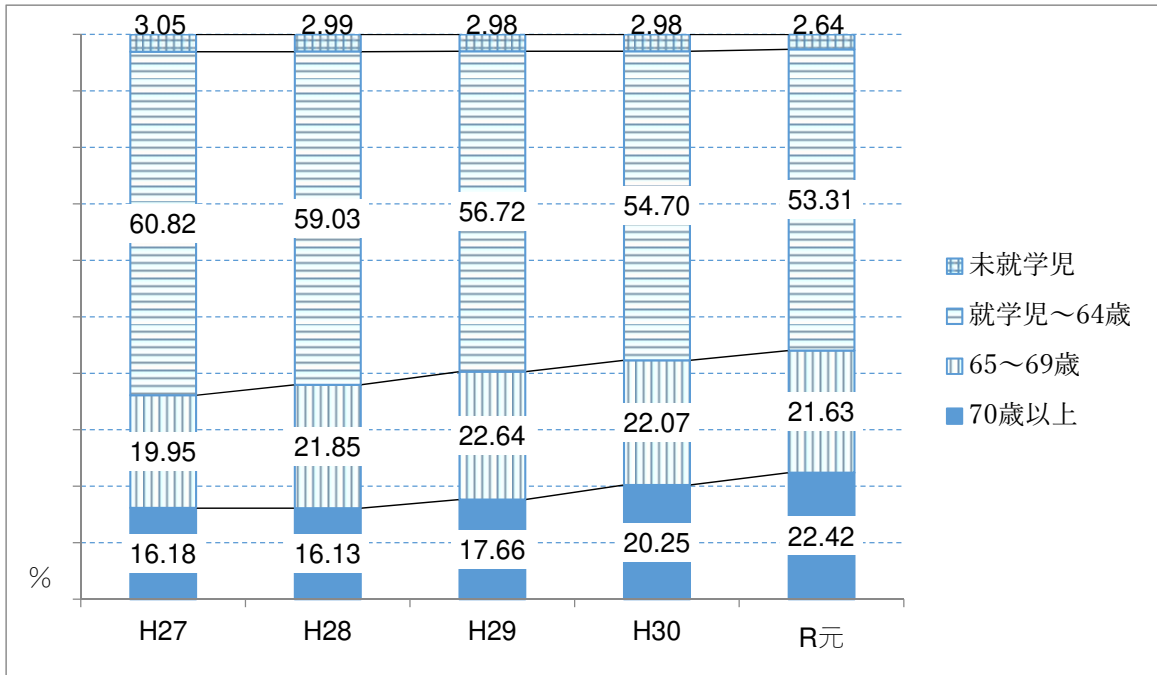
(1) 中野市の加入率の推移



(2) 加入率における 19 市、近隣町村と比較

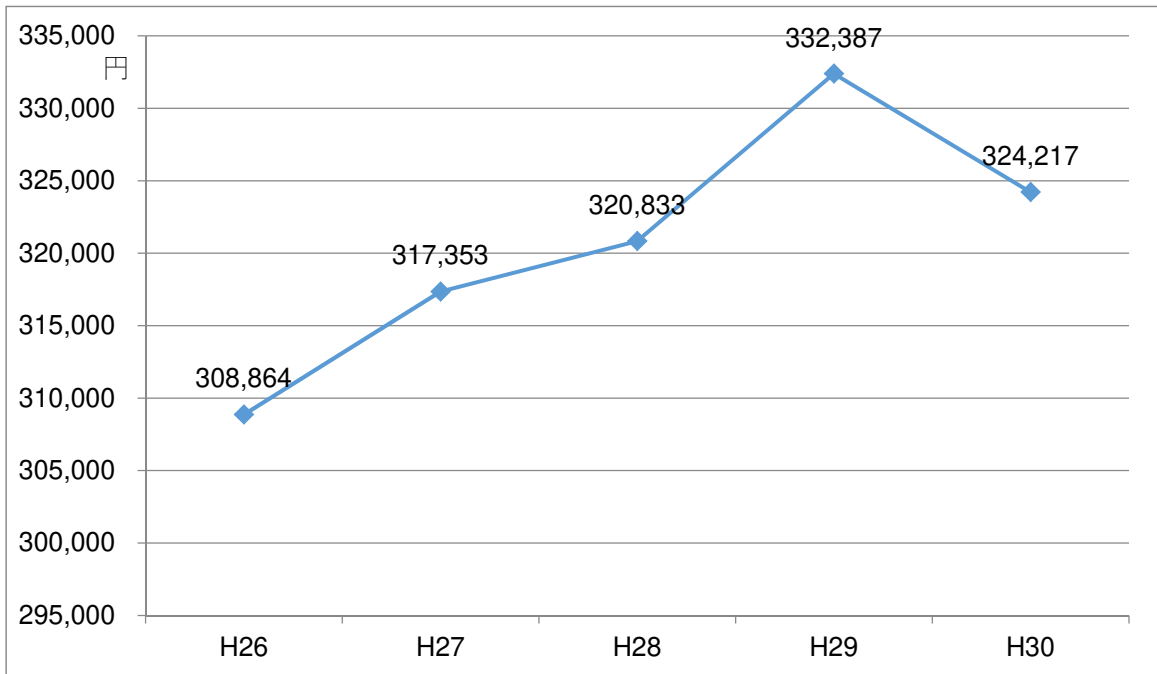
	H26		H27		H28		H29		H30	
	加入率	順位	加入率	順位	加入率	順位	加入率	順位	加入率	順位
長野市	22.63	19	21.80	19	21.01	19	20.09	19	19.36	19
松本市	24.56	12	23.80	12	22.45	13	21.58	13	20.62	13
上田市	24.21	14	23.52	14	22.44	14	21.51	14	20.59	14
岡谷市	23.34	17	22.57	18	21.52	18	20.34	18	19.46	18
飯田市	23.92	15	23.06	15	22.09	15	21.25	15	20.52	15
諏訪市	25.15	9	24.50	10	23.26	11	22.05	11	20.94	11
須坂市	25.47	8	24.81	8	23.88	6	22.96	6	22.06	6
小諸市	28.67	2	27.66	2	26.71	2	25.73	2	24.56	2
伊那市	24.29	13	23.63	13	22.66	12	21.82	12	20.92	12
駒ヶ根市	23.45	16	22.70	16	21.57	17	20.52	17	19.74	17
大町市	25.92	5	25.36	5	24.43	5	23.71	5	23.24	4
飯山市	26.27	3	25.70	3	25.01	3	24.42	3	23.99	3
茅野市	25.58	7	24.93	6	23.74	8	22.72	9	21.65	9
塩尻市	25.06	11	24.57	9	23.41	9	22.34	10	21.54	10
佐久市	25.72	6	24.85	7	23.88	6	22.94	7	21.96	7
千曲市	23.24	18	22.63	17	21.63	16	20.75	16	19.83	16
東御市	25.97	4	25.68	4	24.55	4	23.81	4	22.96	5
安曇野市	25.14	10	24.41	11	23.41	9	22.74	8	21.93	8
中野市	28.81	1	28.27	1	27.19	1	26.15	1	25.33	1
山ノ内町	34.43	-	33.45	-	32.52	-	31.47	-	30.82	-
木島平村	28.62	-	28.03	-	27.32	-	26.79	-	25.68	-

(3) 中野市の階層別被保険者数割合の推移（年度平均）



2 一人当たりの医療費

(1) 中野市の推移



(2) 一人あたりの医療費における 19 市、近隣町村との比較

(単位：円)

	H26		H27		H28		H29		H30	
		順位		順位		順位		順位		順位
長野市	330,878	10	351,603	10	355,997	12	363,704	14	370,075	12
松本市	334,821	12	353,276	12	354,205	10	362,378	11	368,453	11
上田市	331,538	11	348,188	9	347,337	8	357,864	9	375,542	16
岡谷市	347,551	15	355,698	13	364,172	15	365,765	15	383,607	19
飯田市	314,419	6	323,491	2	327,411	4	334,446	3	347,692	3
諏訪市	327,167	9	352,083	11	353,803	9	353,903	8	374,628	15
須坂市	348,256	16	366,789	15	364,219	16	363,018	13	365,591	9
小諸市	300,392	1	327,795	4	318,465	1	333,018	2	342,173	2
伊那市	321,988	8	323,550	3	326,188	3	344,253	6	372,548	13
駒ヶ根市	304,700	2	342,205	7	327,969	5	334,879	4	358,634	6
大町市	372,298	19	380,636	19	376,304	18	369,563	16	380,364	17
飯山市	350,832	17	369,342	16	374,781	17	382,045	19	367,285	10
茅野市	310,339	4	329,480	5	338,052	7	343,834	5	349,440	4
塩尻市	336,879	13	374,257	18	359,293	13	362,933	12	374,218	14
佐久市	313,398	5	329,732	6	334,932	6	347,189	7	356,793	5
千曲市	357,335	18	369,756	17	377,697	19	372,358	17	365,278	8
東御市	317,190	7	343,085	8	354,913	11	358,884	10	361,666	7
安曇野市	346,020	14	357,904	14	363,970	14	373,122	18	380,675	18
中野市	308,864	3	317,353	1	320,833	2	332,387	1	324,217	1
山ノ内町	290,636	-	300,181	-	299,439	-	291,703	-	343,412	-
木島平村	330,807	-	324,969	-	350,088	-	326,213	-	367,565	-

3 保険税（料）の状況

(1) 令和元年度 19 市、近隣町村の税（料）率

（単位：％、円）

	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	応能割		応益割		応能割		応益割		応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
長野市	8.20		17,760	19,680	2.80		6,240	7,560	2.60		8,760	7,080
松本市	9.10		18,800	22,700	3.20		6,500	7,400	2.60		6,400	6,700
上田市	7.11	3.00	23,100	22,200	2.44		8,000	7,200	2.30		7,200	5,800
岡谷市	7.36	18.95	18,200	16,800	2.33	4.51	7,400	6,000	1.99	3.95	7,200	5,400
飯田市	6.60		16,500	21,000	3.05		10,600		2.70		8,600	6,800
諏訪市	7.20	22.30	19,000	22,000	2.70	7.30	8,000	9,500	1.70	7.10	7,000	6,000
須坂市	7.40		19,000	19,000	2.90		6,000	6,000	2.10		8,000	7,000
小諸市	6.00	7.00	18,000	20,000	2.90	3.00	8,500	7,000	3.20	4.50	9,000	8,000
伊那市	6.50		23,400	24,400	2.30		8,800	7,900	2.40		10,300	7,700
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400
大町市	5.90	22.00	18,000	24,000	2.40		11,000		2.20	2.00	8,000	7,000
飯山市	6.90	21.00	20,000	20,100	3.45	10.50	9,800	9,700	2.60	4.75	7,500	7,000
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000
塩尻市	6.74		23,100	23,700	2.21		7,900	7,300	1.86		7,900	6,100
佐久市	7.60	16.00	21,300	25,400	2.75	2.90	7,300	8,700	2.75	3.00	9,000	7,300
千曲市	7.70	18.00	19,500	22,000	2.40	5.30	7,500	7,200	1.80	4.20	7,300	6,300
東御市	6.70	22.40	18,500	19,500	2.30	7.50	6,000	6,000	2.30	3.60	9,000	9,000
安曇野市	6.90		20,400	20,400	2.70		9,600	9,600	2.20		7,000	7,000
中野市	7.10	16.90	24,600	21,600	2.40	8.20	8,800	7,800	2.00	4.60	9,900	5,800
山ノ内町	6.30	23.00	26,200	23,200	2.10	7.50	9,200	7,500	1.60	6.50	9,800	5,300
木島平村	6.50	15.50	20,700	22,100	2.60	6.00	7,900	8,500	1.90	5.80	7,600	5,600

(2) 令和2年度19市、近隣町村の税(料)率

(単位：%、円)

	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	応能割		応益割		応能割		応益割		応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
長野市	8.20		17,760	19,680	2.80		6,240	7,560	2.60		8,760	7,080
松本市	9.10		18,800	22,700	3.20		6,500	7,400	2.60		6,400	6,700
上田市	<u>6.90</u>	—	<u>21,600</u>	<u>21,200</u>	<u>2.61</u>		<u>8,700</u>	<u>7,300</u>	<u>2.60</u>		<u>8,900</u>	<u>6,500</u>
岡谷市	<u>7.05</u>	<u>19.92</u>	18,200	16,800	<u>2.43</u>	4.51	<u>8,100</u>	<u>6,400</u>	<u>2.20</u>	3.95	<u>8,300</u>	<u>6,200</u>
飯田市	6.60		16,500	21,000	3.05		10,600		2.70		8,600	6,800
諏訪市	7.20	22.30	19,000	22,000	2.70	7.30	8,000	9,500	1.70	7.10	7,000	6,000
須坂市	7.40		19,000	19,000	2.90		6,000	6,000	2.10		8,000	7,000
小諸市	6.00	7.00	18,000	20,000	2.90	3.00	8,500	7,000	3.20	4.50	9,000	8,000
伊那市	6.50		23,400	24,400	2.30		8,800	7,900	2.40		10,300	7,700
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400
大町市	5.90	22.00	18,000	24,000	2.40		11,000		2.20	2.00	8,000	7,000
飯山市	6.90	<u>18.70</u>	20,000	20,100	3.45	<u>9.30</u>	9,800	9,700	2.60	<u>4.20</u>	7,500	7,000
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000
塩尻市	6.74		23,100	23,700	2.21		7,900	7,300	1.86		7,900	6,100
佐久市	7.60	16.00	21,300	25,400	2.75	2.90	7,300	8,700	2.75	3.00	9,000	7,300
千曲市	7.70	18.00	19,500	22,000	2.40	5.30	7,500	7,200	1.80	4.20	7,300	6,300
東御市	6.70	22.40	18,500	19,500	2.30	7.50	6,000	6,000	2.30	3.60	9,000	9,000
安曇野市	6.90		20,400	20,400	2.70		9,600	9,600	2.20		7,000	7,000
中野市	<u>6.10</u>	<u>15.60</u>	<u>24,300</u>	<u>19,600</u>	<u>2.20</u>	<u>7.90</u>	<u>9,100</u>	<u>7,400</u>	<u>2.00</u>	<u>5.20</u>	<u>11,100</u>	<u>6,800</u>
山ノ内町	<u>4.80</u>	<u>15.50</u>	<u>23,000</u>	<u>21,400</u>	2.10	7.50	<u>10,000</u>	<u>8,200</u>	<u>1.70</u>	6.50	<u>11,800</u>	<u>6,400</u>
木島平村	6.50	15.50	20,700	22,100	2.60	6.00	7,900	8,500	1.90	5.80	7,600	5,600

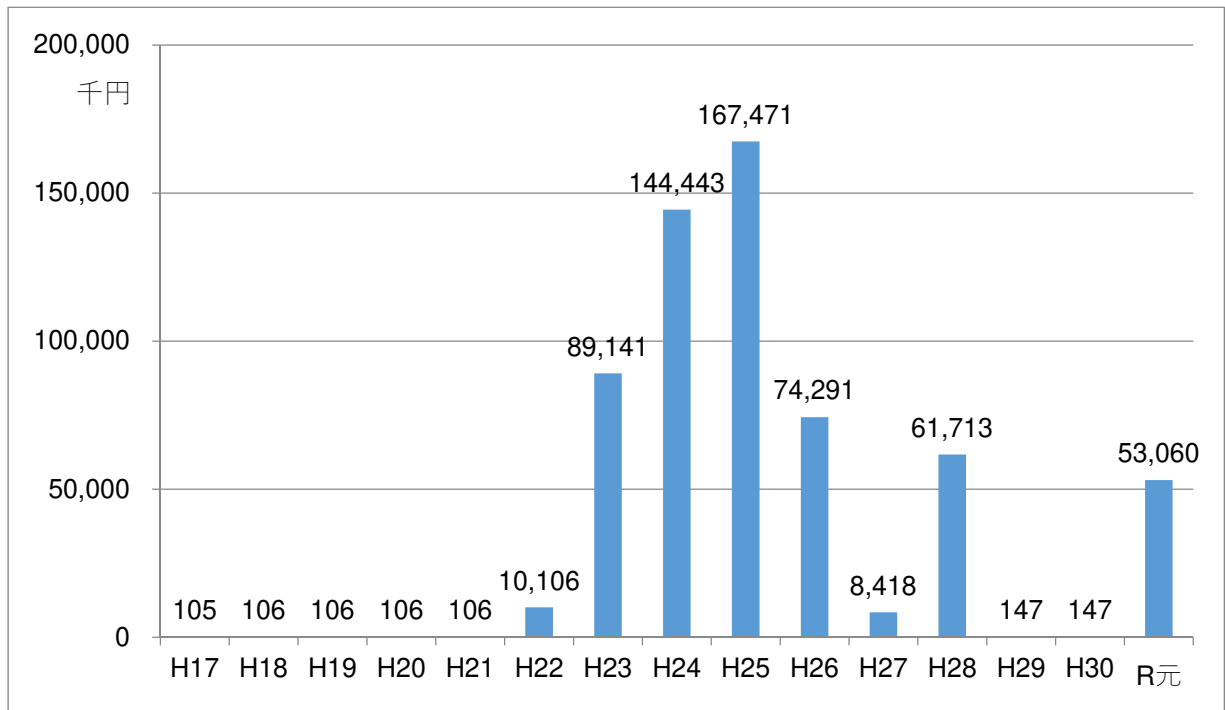
※下線は前年度から変更のあった箇所

(3) 中野市の税率の推移

(単位：％、円)

	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	応能割		応益割		応能割		応益割		応能割		応益割	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
H20～29	5.70	16.00	23,500	21,300	1.50	6.00	6,500	5,900	1.50	4.00	8,000	5,300
H30	6.70	18.00	26,600	23,200	2.00	7.80	8,600	7,600	1.70	4.70	9,200	5,700
R元	7.10	16.90	24,600	21,600	2.40	8.20	8,800	7,800	2.00	4.60	9,900	5,800
R 2	6.10	15.60	24,300	19,600	2.20	7.90	9,100	7,400	2.00	5.20	11,100	6,800

4 国民健康保険財政調整基金残高推移（年度現在残高）



保健事業の実施状況について

平成 30 年度を計画の初年度とする中野市特定健診等保健事業実施計画などにに基づき、各種保健事業を実施した。

1 特定健診

(1) 実施方法

特定健康診査は、各地区を巡回する集団健診により、健診機関に委託して行う。受診は各年度に一人1回とし、以下のとおり実施する。また、人間ドックの受診と医療機関からの情報提供を特定健康診査の実施に置き換えます。

項目	内容
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ・集団健診・・・各地区公民館、集会所、保健センター等 ・個別健診・・・市委託の指定医療機関
実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ○基本健診項目 ・問診(既往歴の調査、自覚症状及び有無の検査) ・身体計測 ・腹囲、BMIの測定 ・血圧測定 ・肝機能検査 ・血中脂質検査 ・血糖検査、尿検査 ○詳細な検査項目を含めた法定の検査項目 ・貧血検査 ・心電図検査(12誘導心電図) ・眼底検査
実施時期	集団健診は6月から9月までの間、個別健診は通年で実施します。
委託の有無及び契約形態	<ul style="list-style-type: none"> 委託先は、「特定健診及び特定保健指導の実施に関する基準」(厚生労働省令)を遵守し、被保険者の利便性を考慮し選定します。 ・集団健診・・・健診実施機関のうち、十分な実施体制を有する機関より選定し、個別に契約(随意契約)
受診、周知・案内の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個別健診・・・指定医療機関と個別に契約(随意契約) ○受診方法 ・受診申込者には事前に問診票を送付し、各地区巡回の特定健診を受診していただきます。 ・人間ドックの場合、助成券(要申請)を交付し、医療機関に提出の上、健診を受けていただくこととなります。 ※特定健診の窓口負担は無料ですが、人間ドック等の規定の実施項目以外を受診された場合、費用は個人負担となります。 ○周知・案内方法 ・広報なかの、健康・福祉カレンダー、ホームページに掲載し、お知らせします。 ※健診未受診の方には、受診案内等の送付や電話による説明などで、ご案内させていただく場合があります。
代行機関の利用	長野県国民健康保険団体連合会を代行機関とします。

(2) 実績

(単位：%)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値	50.0	55.0	60.0	51.0	55.0	60.0
実績	49.6	50.2	50.7	48.6	46.2	—

※令和元年度は速報値

※全国目標は70%以上、市町村国保は60%以上（中野市はR5年度に70%）

2 特定保健指導

(1) 実施方法

特定保健指導の実施に基づき、対象とする方を抽出し、個別訪問指導の実施や集団健康教室等の開催などにより支援します。特定保健指導の利用は各年度に1人1回となる。

項目	内容
実施場所	・保健センター等
実施項目	・情報提供、動機付け支援、積極的支援の対象者に対し、状況に応じた指導を行います。 ・市で実施している各種保健予防事業も積極的に活用し、保健指導を行います。
実施時期	・通年で実施します。
委託の有無	原則、直営にて実施します。 ただし、対象者の増加などにより実施が困難となる場合は、外部委託に関する基準に基づき、外部機関への委託を検討します。
周知・案内の方	・周知方法・・・該当者への個別通知、直接連絡。 ・案内方法・・・保健師・管理栄養士による家庭訪問。

(2) 実績

(単位：%)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値	57.0	58.0	60.0	39.0	40.0	42.0
実績	35.1	38.4	42.7	50.6	53.0	—

※令和元年度は速報値

※全国目標は45%以上、市町村国保は60%以上（中野市はR5年度に45%）

3 糖尿病性腎症重症化予防事業

- (1) 特定健診の結果、基準に該当する者に保健指導、受診等の勧奨を行い医療機関と連携した支援をした。
- (2) 実績

(単位：人)

	H29 年度	H30 年度	R 元年度
勧奨対象者	108	138	162
勧奨実施者	108	138	162
受診率 (%)	50.9	65.9	50.0

※令和元年度は速報値

4 その他

- (1) 医療費の通知 年3回 延べ19,514通

被保険者の健康に対する認識を深めてもらうこと及び国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的として、受診状況及び総医療費の額並びに自己負担額を通知した。

- (2) ジェネリック医薬品（後発医薬品）通知 年2回 延べ460通

ジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額を通知した。

- (3) 人間ドック助成

疾病の早期発見・早期治療により、医療費の削減に努めるため、35歳以上の国民健康保険被保険者を対象に人間ドック及びがんドック受診費用の一部を助成した。

(単位：人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
日帰り	796	854	879	862	871
1泊2日	154	145	144	134	129
合計	950	999	1,023	996	1,000

令和元年度東日本台風被災者への対応について

1 保険料の減免について

被災された方のうち、国の財政支援制度に基づく減免基準に該当する方について、保険料の減免を実施している。

(1) 減免基準・状況

主な生計維持者が以下の被害を受けた場合

(単位:円)

被害の程度		減免率	対象件数	減免前	減免額	減免後
全壊		10割	6件	677,600	398,700	278,900
半壊・大規模半壊		5割	36件	5,478,100	1,818,900	3,659,200
一部損壊 (準半壊)	床下浸水 (一部床上浸水)		1件	93,800	30,000	63,800
一部損壊 (10%未満)	床上浸水		2件	620,000	204,000	416,000
			4件	135,400	45,000	90,400
合 計			49件	7,004,900	2,496,600	4,508,300

※R2.8.18時点

(2) 対象となる保険料及び期間

令和元年度分（災害救助法が適用された令和元年10月12日以降に納期限が設定されているもの）及び令和2年9月分まで

2 一部負担金（自己負担分）の免除について

被災された方のうち免除要件に該当する方について、医療機関等の窓口でその旨を申告することで、一部負担金（自己負担額）が免除となり支払いを不要とするとともに、被保険者証がなくても受診ができることとした（令和2年4月以降は、市が発行する証明書が必要）。

免除対象となる方が、すでに医療機関等の窓口で一部負担金を支払った場合については、還付申請書の提出により還付している。

(1) 免除基準・状況

主な生計維持者が次の被害を受けた場合

(単位:円)

減免要件	減免者数	減免額
住家の全半壊、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方	85人	5,064,273
主たる生計維持者が重篤な傷病を負われた方	0人	
主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方	4人	
主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方	0人	
合 計	89	5,064,273

※R2.8.18時点

※診療報酬計算・請求に時間を要するため、6月分まで

(2) 対象となる期間

災害救助法が適用された令和元年10月12日以降から令和2年12月31日まで

3 財政支援

(1) 国の財政支援 (10/10)

災害救助法が適用された令和元年10月12日以降から令和2年9月30日まで

(2) 県の財政支援 (8/10)

令和2年10月1日から令和2年12月31日まで

ただし、一部負担金（自己負担分）のみ

新型コロナウイルス感染症への対応について

1 保険料（税）の減免について

国が、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の第1弾（令和2年4月7日閣議決定、4月20日に変更の閣議決定）として、「感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う。国民健康保険料、介護保険料等の減免を行った市町村等に対する財政支援（10/10）を行う」としたため、実施している。

(1) 概要等

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の国民健康保険税を減免する。

(2) 適用期間

令和2年度まで

(3) 実績

	減免決定世帯数	減免決定額（円）
令和元年度	28	890,400
令和2年度	35	5,377,500

※R2.9.15時点

2 傷病手当について

国（新型コロナウイルス感染症対策本部）が、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策の第2弾（令和2年3月10日決定）として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援（10/10）を行う」としたため、実施している。

(1) 概要

給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは発熱等の症状があり感染が疑われたことにより労務に服することができず、かつ、その労務に服することができなくなった日に対して給与等が支払われなくなった4日目から傷病手当金を支給する。

(2) 支給対象者

イ 中野市市国民健康保険に加入していること。

ロ 勤務先から給与等の支払いを受けていること（所得税法上の給与所得があること）。

ハ 新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部又は一部の支払いを受けることができないこと。

ニ 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日があること。

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 支給対象となる日数

(4) 適用期間

令和2年1月1日から12月31日までの間で療養のために労務に服することができない期間。ただし、入院等が継続する場合等は最長1年6月までとする（当初、9月末までのであったが、国から適用期間延長（財政支援あり）の通知があったため、12月末まで延長することとした。）。

(5) 実績

現時点で、申請者無し。

中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

平成17年4月1日規則第82号

(趣旨)

第1条 この規則は、中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の運営について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）及び中野市国民健康保険条例（平成17年中野市条例第116号。以下「条例」という。）の規定によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、条例第2条の定める区分により市長が委嘱する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課の方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

(招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。

(会議の成立)

第5条 協議会は、条例第2条各号に定める委員がそれぞれ1人以上出席し、かつ、委員の総数の半数以上に達しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第6条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の場合、議長は、委員として議決に加わることができない。

(会長)

第7条 会長及び副会長は、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

2 会長は会議を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(開陳者の出席)

第8条 協議会は、被保険者その他利害関係者から国民健康保険について意見の開陳があったときは、その意見の開陳者の出席を求め、説明を聴取することができる。

(会議録)

第9条 会長は、会議録を作製して市長に報告しなければならない。

(補則)

第10条 この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

国民健康保険法

(国民健康保険)

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする。

(保険者)

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

2 国民健康保険組合は、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うことができる。

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。

3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつ

て組織する。

- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

- 第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。